

新たな生涯学習推進体制

市民が身近な場所で生涯学習活動が行えるよう、令和4年度を目途に生涯学習推進体制を再編します。

本指針に掲げた基本理念「誰でも・いつでも・どこでも学び、成果をまちづくりに生かす」のもと、地域における生涯学習活動を支援していきます。

今までの公民館体制

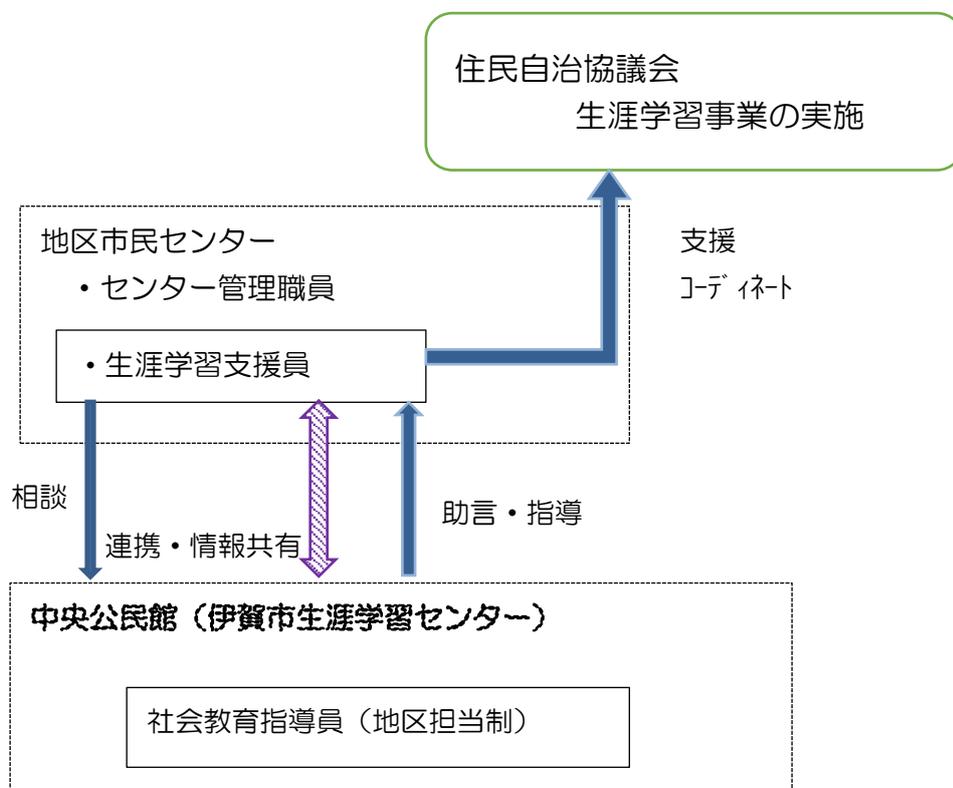
		上野	いがまち	阿山	島ヶ原	大山田	青山
公民館	中央館	中央公民館（伊賀市生涯学習センター）					
	地区館数	1	1	1	1	1	1
	分館数	22	0	0	0	0	6
地域における公民館活動の主体	住民自治協議会	市	市	住民自治協議会	市	住民自治協議会	
活動拠点	分館（地区市民センター、八幡町教育集会所）	地区公民館	地区公民館	島ヶ原会館	地区公民館	分館（地区市民センター）	



新しい生涯学習の推進体制

		上野	いがまち	阿山	島ヶ原	大山田	青山
公民館	中央公民館（伊賀市生涯学習センター）						
地域における生涯学習事業の主体	住民自治協議会						
活動拠点	各地区市民センター						

新たな生涯学習推進体制フロー図



生涯学習支援員の役割

- ・住民自治協議会が取り組んでいる事業や教室など生涯学習事業実施支援
- ・地域ニーズに応じた新たな生涯学習事業の準備支援
- ・他の住民自治協議会等と連携した共催事業の実施支援

社会教育指導員の役割

- ・生涯学習事業の企画・立案、事業実施
- ・生涯学習講座メニュー一覧作成、情報提供
- ・生涯学習事業全般に関する学習相談
- ・生涯学習支援員への生涯学習事業に関する助言・指導、地域への働きかけ
- ・生涯学習支援員対象の情報共有会議、スキルアップ研修実施
- ・地域で活動できるボランティア等人材育成のための研修実施